

令和2年度 タクシー事業者向け

観光受入環境整備事業(二次募集)のご案内

タクシーの観光利用やインバウンド対応を促進するため、マルチキャッシュレス機器をはじめと したタクシー車両への機器導入に関する費用を補助します。

対象者

兵庫県内を営業区域とする以下のタクシー事業者の団体・グループ

- ○タクシー事業協同組合等
- ○タクシー事業者2社以上で構成する任意のグループ
- ○タクシーを活用した観光を推進する観光協会等の団体
- ※ 県外に本社がある事業者及び大企業に該当する事業者を含む団体は対象外

タクシーの観光利用やインバウンド対応のために、下記の先端機器等をタクシー 車両に導入する経費及びその他付帯事項にかかる経費(詳細裏面記載)

ただし、キャッシュレス車載機器 (マルチキャッシュレス機器) の導入経費が必ず含まれていること

対象経費

- ○キャッシュレス車載機器【必須】
- ○多言語化機器(通訳・翻訳機器)
- ○無料公衆無線LAN機器 (無料Wi-Fi) ○ITシステムの高度化
- ○多言語案内用タブレット (翻訳アプリが搭載されたもの)
- ○施設・設備・システム・Webサイト・パンフレット等の多言語化
- ○その他付帯事項
- ※ 補助金の交付決定前に事業着手(契約・発注)したものは対象外になります。

対象車両

県内に使用の本拠がある補助対象者が使用するタクシー車両

補助率

補 助 額 定額補助

補助上限額 1対象者あたり10,000千円、または「導入車両数×20万円」で算出された金額のいずれか少ない金額

申請方法

所定の様式を公益社団法人ひょうご観光本部のホームページからダウンロード し、必要事項を記入の上、郵送または持参ください。

申請にあたっては、あらかじめ活用意向調査へのご回答をお願いします。

スケシ゛ュール

募集開始 令和2年9月14日(月)から

募集(申請)締め切り 令和2年10月30日(金)まで

事業実施 令和3年3月5日(金)まで

事業実績報告書提出 令和3年3月19日(金)まで

※ 募集期間中であっても、予算金額に達した時点で募集を終了する場合があります。

お願い

この補助を受けて事業をされる事業者の皆様には、実施期間中または完了後に、ひょうご観光本部のアンケート調査や観光情報の発信へのご協力をお願いします。

【問い合わせ先】

公益社団法人ひょうご観光本部(担当:生田・矢村)住所:〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

T E L: 078-361-7661

補助対象経費

項目	導入経費を対象とする機器・システム等
キャッシュレス	・マルチキャッシュレス機器
車載機器【必須】	※マルチキャッシュレス機器とは、スマートフォンによるQRコード決済、IC対応ク
	レジットカード決済、交通系ICカード決済の複数の機能を有する複合機をいう。
	※すでに一部の決済機能に対応している場合、未導入の決済機能を追加整備する経
	費も対象とする。
	※故障、老朽化等に対応するための修理修繕及び代替更新のみに要する経費は対象
	外とする。ただし、機能の明確な向上が含まれる場合は除く。
	※既存の機器を撤去し、新たなマルチキャッシュレス機器を導入する場合、処分の
	ための撤去費も対象とする。
	※キャッシュレス車載機器と一体として導入するタクシーメーター、その他レシー
	トプリンター等付属品導入にかかる経費も対象とする。
多言語化機器	・多言語案内用タブレット(翻訳アプリが搭載されたもの)
(通訳・翻訳機	・多言語翻訳システム機器
器)	・車載の観光案内システム(多言語であること)
	※タブレット等を車両に固定するために必要な器具購入費及び工賃は対象とする。
Amended As after Amende	※多言語は英語を基本とし、その他必要とされる言語も対象とする。
無料公衆無線	·無料公衆無線LAN機器(無料Wi-Fi)
LAN機器	※機器購入費(無料公衆無線LAN機器の購入にかかる経費)及び機器設置工事費
(無料Wi-Fi)	(無料公衆無線LAN機器の設置工事にかかるソフトウェア購入費(セキュリテ
	イ対策含む)) は対象とする。
	※ポケットWi-Fiを導入する場合、容易に持ち出しできないよう、車両に固定するものなせ象とする
ITシステムの	のを対象とする。 ・スマートフォン配車アプリ等を活用した配車システム
高度化	・利用者等のデータ分析システム
问及记	・新たな料金制度等に対応する先端機器・システム
	・その他観光利用やインバウンド対応のための先端機器・システム
	※ドライブレコーダー導入経費は対象外とする。
施設・設備・シス	・案内標識の多言語表記
テム・Webサイ	・案内放送の多言語化
ト・パンフレッ	・Webサイト・パンフレットの多言語化
ト等の多言語化	※多言語表記は英語表記を基本とし、その他必要とされる言語も対象とする。
	※ピクトグラム、ナンバリングにかかる経費は対象とする。
	※Webサイトの多言語表記はパソコン、スマートフォンから利用可能で、検索機能、
	予約システムを備えたものを対象とする。
	※パンフレット、リーフレットのみのデジタル機器を含まない多言語化は対象外と
	する。
その他付帯事項	・機器導入にあたり必要となる広報宣伝費(ステッカー製作費等)
	・機器取扱いのための従業員の研修費
	※その他付帯事項にかかる経費は、それ以外の機器導入経費の1/3を超えないこと。
	※研修費とは会場費や講師謝金・旅費とし、従業員手当や飲食にかかる経費、従業
	員の多言語研修にかかる経費は対象外とする。

補助対象外経費

- ・タブレット端末等の機器・システムの保守経費等のランニングコスト
- ・リース等により機器・システムを導入する場合の定期的なリース料等の経常的経費 ※リース等の場合は、初期導入経費を対象とする。
- ・中古品にかかる経費
- ・間接経費 (振込手数料、交通費、通信費等)
- 直接人件費
- ・補助金交付申請等の手続きにかかる経費(申請書作成代行、各種証明書取得経費等)
- ・見積書、受発注書、請求書、領収書等の作成にかかる経費
- ・公的資金の用として、社会通念上、不適切と認められる経費